❺ 様々な助成・支援制度

出産に関する助成制度

●入院助産

経済的理由で入院、助産を受けることができない妊産婦に支給。
※所得制限あり

問合せ　区役所地域支援課　044-201-3206

ひとり親家庭に関する制度

制度名	説明	窓口（問合せ）	電話
ひとり親家庭等医療費助成制度	お子さん（原則 18 歳に達した日以降の最初の 3 月 31 日まで）を養育している母子・父子等の方への保険医療費の自己負担額を助成　※所得制限あり	区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当	044-201-3277
災害遺児等福祉手当	交通災害などにより、18 歳未満の児童と同一生計を営む保護者が死亡、または重度の障がい者となった場合に支給	区役所区民課住民記録第 2 係	044-201-3141
児童扶養手当	川崎市内に住所がある、児童を養育しているひとり親家庭に支給　※所得制限あり	区役所児童家庭課	044-201-3287
母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	母子・父子・寡婦家庭への資金貸付		
日常生活支援（エンゼルパートナー制度）	ひとり親の方が、一時的な事由で日常の家事や乳幼児の保育ができない時に家庭生活支援員を派遣	母子・父子福祉センター サン・ライヴ	044-733-1166

医療費助成制度

制度名	説明	窓口（問合せ）	電話
小児医療費助成制度	通院・入院にかかる保険医療費の自己負担額（食事療養費標準負担額を除く）を助成します。 ○ 0 歳～小学校 3 年生：入院、通院（診療等・調剤）全額助成 ○小学校 4 年生～中学校 3 年生：入院、通院（調剤）全額助成 通院（病院での診療等）は、1 回あたり 500 円までの窓口負担あり ○市民税所得割税非課税世帯は負担なし	区役所保険年金課後期・介護・医療費助成担当	044-201-3277
重度障害者医療費助成制度	重度の障がいのある方に対して保険医療費の自己負担額を助成		
小児慢性特定疾病医療費助成制度	特定疾病に対しての医療費助成（原則 18 歳未満）医療費の一部負担あり	区役所児童家庭課	044-201-3287
養育医療費給付制度	未熟児で生まれたお子さん、または、指定医療機関の医師が必要と認めたお子さんへの医療費助成（1 歳未満で入院養育のみ）		
自立支援医療（育成医療）	生まれつき、あるいは病気などで身体に障がいのある 18 歳未満のお子さんが指定された医療機関で身体障がいの除去、軽減を行う手術などの治療を行う場合の医療費を給付。（医療費の一部負担あり）また、保険が適用される治療用補装具の費用の一部を支給		

障害に関する制度

制度名	説明	窓口（問合せ）	電話
身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、障害程度等級に該当する方	区役所高齢・障害課	044-201-3215
療育手帳	児童相談所で知的障害と判定された方		
障害児福祉手当	在宅の重度の障害児（20 歳未満）で日常生活に常時の介護を必要とする方に支給 ※支給要件・所得制限あり		
特別児童扶養手当	20 歳未満の中程度以上の障害のあるお子さんを養育している方に対して支給 ※支給要件・所得制限あり		
川崎市在宅重度重複障害者等手当	毎年 8 月 1 日現在で川崎市内に 6 か月以上居住されている在宅の重度重複障害者等の方に支給 ※支給要件・所得制限あり		
神奈川県在宅重度障害者等手当	毎年 8 月 1 日現在で神奈川県内に 6 か月以上居住されている在宅の重度重複障害者等の方に支給 ※支給要件・所得制限あり		
心身障害者扶養共済制度	障害者の保護者が、毎月一定額の掛け金を納めることにより、保護者の死亡時や重度障害に該当された時に、障害者の方へ年金を支給する制度		
障害者・高齢者等歯科診療事業（スペシャルニーズ歯科診療）	一般歯科医院で治療困難な重度の心身障害児（者）等に歯科治療及び口腔ケア（予防など）を実施	川崎市歯科医師会館	044-819-4494